

(宛先) 松山市監査委員

松山市教育長 藤 田 仁

令和2年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和3年3月22日付松監第66号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 教育委員会事務局 保健体育課	所管課等長氏名 植 田 二 朗
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 収入事務について (2) 学校給食費雑入 ・自動販売機販売手数料の年度区分誤りについて</p> <p>自動販売機販売手数料の収入について確認したところ、平成 30 年度の定期監査で年度区分誤りの指摘を受けて一旦は改善されていたものの、契約において納期が翌月末に規定されている令和 2 年 3 月分の販売手数料が、令和元年度の収入として区分されている状況が見受けられた。</p> <p>今後は、処理誤りを防ぐためにマニュアルを整備するなど、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>1 収入事務について (2) 学校給食費雑入 ・自動販売機販売手数料の年度区分誤りについて</p> <p>平成 30 年度の指摘を受け、3 月分の自動販売機販売手数料の収入は、翌年度の収入として区分するよう事務マニュアルの見直しを行ったが、今回再び同じ指摘を受けたことから、事務マニュアルを精査するとともに、毎月確認する報告書などの様式に具体的な注意書きを追加して、再発防止を講じることとした。</p> <p>今後は、関係法令等に従い適正な事務処理に努める。</p>

(宛先) 松山市監査委員

松山市教育長 藤田 仁

令和2年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和3年3月22日付松監第66号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 教育委員会事務局 子規記念博物館	所管課等長氏名 芳野 昌宏
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 収入事務について (1) 子規記念博物館費雑入 ・投句料等の徴収について 子規顕彰全国俳句大会及び子規顕彰全国短歌大会（以下「大会」という。）について、松山市立子規記念博物館指定管理者管理運営業務仕様書では、大会の企画・実施を指定管理者が行う必須事業としており、その業務には投句料及び出詠料（以下「投句料等」という。）の収受が含まれているため、指定管理者が投句料等の徴収事務を行っている状況が見受けられた。</p> <p>地方自治法施行令第158条において私人に徴収等を委託できる歳入は限定されており、投句料等については該当しないため、今後においては担当課が徴収事務を行い、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>1 収入事務について (1) 子規記念博物館費雑入 ・投句料等の徴収について ご指摘いただいた後、投句料等の徴収事務を指定管理者の業務から除外するため松山市立子規記念博物館指定管理者管理運営業務仕様書を変更し、担当課が投句料等の徴収事務を行っています。</p> <p>今後は、地方自治法施行令等に基づいた適正な事務処理を行います。</p>

(宛先) 松山市監査委員

松山市教育長 藤 田 仁

令和2年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和3年3月22日付松監第66号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 教育委員会事務局 地域学習振興課	所管課等長氏名 池 田 浩 樹
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 収入事務について (1) 小学校管理使用料 ・ 規程に沿った事務の取扱いについて 学校開放体育施設の利用については、教育長に所定の申込書を提出し、あらかじめ許可を得ることとされているが、新型コロナウイルス感染拡大防止により使用予定日が利用停止期間に該当することとなった許可分について、例規等に特に規定がないにもかかわらず使用予定日の変更が行われ、変更を証する書面等も徴されていない状況や、変更予定とされたまま還付金の支払手続等の対応が行われていない状況が見受けられた。施設の利用申込は、利用者が使用年月日等を記載したうえで許可を得ているものであることから、その変更に当たっては、変更を可能とする規程の整備を行うなど、規程に沿った事務の取扱いに努められたい。</p> <p>(4) 公民館費雑入 ・ 自動販売機販売手数料徴収に係る適正な契約について 自動販売機販売手数料は、契約により売上金額に一定の割合を乗じることにより算出することとされているが、契約書に定める割合と異なる数値で算出され徴収されている状況が見受けられた。契約書との整合を図り適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>1 収入事務について (1) 小学校管理使用料 ・ 規程に沿った事務の取扱いについて 直ちに学校体育施設の開放運営を行っている管理運営委員会に対して、許可を受けた使用日等に関する変更を行わないよう指導するとともに、管理運営委員会の事務を担う職員を集めた会合にて、適正に取り扱うよう注意喚起を行いました。 また、法規担当部署と協議を行い、使用者の利便性を考慮して、許可を受けた事項が変更できる規程の改正に取り掛かり、令和3年4月7日から施行する処置を講じました。</p> <p>(4) 公民館費雑入 ・ 自動販売機販売手数料徴収に係る適正な契約について 早速、相手側と契約書を交わし是正を図るとともに、新年度当初の契約時において、業者に割合などの変更点について確認を行うことに加え、毎月業者から提出される報告内容が、契約書に記載された割合と合致しているかなど、確認の徹底に努めます。</p> <p>今後は、適正な事務処理等を徹底するよう努めます。</p>

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和2年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和3年3月22日付松監第66号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 秘書広報部 シティプロモーション推進課	所管課等長氏名 森 本 智 恵
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
3 備品の管理状況について ・備品の適正管理について 備品の管理状況について確認したところ、備品台帳に記載されている備品のうち現物が確認できない写真用カメラ1台が見受けられた。これは、故障のため平成30年度に廃棄処分されたとのことであったが、台帳から抹消処理の手続きがされていない状況であった。 今後においては、廃棄後は速やかに処理を行うとともに、毎年度のたな卸しを確実に実施するなど、適正な管理に努められたい。	3 備品の管理状況について ・備品の適正管理について 指摘後、直ちに備品台帳から当該カメラを抹消し、備品現物と台帳の整合性を図りました。 今後は、関係法令等を遵守し、備品の適正な管理に努めてまいります。

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和2年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和3年4月21日付松監第2号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 環境部 清掃施設課	所管課等長氏名 柳 本 貴 志
措置の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない
指 摘 事 項	措 置 状 況
1 収入事務について (1) 塵芥処理手数料 ・塵芥処理手数料徴収及び収納を私人に委託する場合の告示について 南クリーンセンター、西クリーンセンター及び横谷埋立センターの塵芥処理手数料は、施設ごとに業務委託契約書等で、その徴収及び収納が委託業務内容として定められている。歳入の徴収又は収納事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第 158 条第 2 項により告示するものと規定されているが、告示していない状況が見受けられた。今後においては、法令等に基づいた適正な事務処理に努められたい。	1 収入事務について (1) 塵芥処理手数料 ・塵芥処理手数料徴収及び収納を私人に委託する場合の告示について 令和2年度の契約については、令和3年3月12日付けで告示を行い、令和3年度の契約については、契約締結後の令和3年4月2日付けで告示を行った。また、来年度以降の単年度契約分についても、契約締結後に随時告示を行うよう改めるものである。

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和2年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和3年4月21日付松監第2号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 坂の上の雲まちづくり部 文化・ことば課	所管課等長氏名 石 橋 美 幸
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 収入事務について （1）文化振興費雑入 ①上下水道料金の算定誤りについて 北条ふるさと館喫茶室の上下水道料金については、喫茶室に設置されたメーターで使用水量を確認し、口径別に定められている基本料金等から算定しているが、令和元年10月1日の料金改定前の金額となっており、さらに、令和2年3月分については1か月分ではなく2か月分の料金表に基づき算定している状況が見受けられた。今後においては、確認体制の強化を図るなど適正な事務処理に努められたい。</p> <p>②調定事務の徹底について 収入の調定事務について、松山市財務会計規則第28条に基づき徴収の決定をした調定について、同規則第33条に基づき調定書を作成しなければならないが、文化講座受講料については調定書が作成されていないことから、今後においては、規則に基づいた手続きを行うよう努められたい。</p>	<p>1 収入事務について （1）文化振興費雑入 ①上下水道料金の算定誤りについて 今回指摘のあった文化振興費雑入の上下水道料金について、相手方に差額分を請求し、収入済となっています。 今後は添付の料金表を最新のものが使用されているか調定が発生する度に確認を徹底するなど、一層確認体制を強化し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>②調定事務の徹底について 今回の指摘を受け、収入の調定事務について課全職員に指導するとともに、令和2年度分について直ちに調定書を作成しました。 今後は、松山市財務会計規則に基づき適正な事務処理に努めます。</p>

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和2年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和3年4月21日付松監第2号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 坂の上の雲まちづくり部 まちづくり推進課	所管課等長氏名 杉 村 幸 紀
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 愛ランド里島構想推進事業の支出事務について</p> <p>・補助額の算定誤りについて 松山市里島通勤・通学者等支援補助金において、松山市里島通勤・通学者等支援補助金交付要綱により、乗船券の定期購入額を補助対象額とし、定められた補助率を乗じて補助額を算出しているが、計算誤りにより補助金交付額が過少となっているものが1件見受けられた。 今後においては、同様の誤りを防止する対策を図り、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>1 愛ランド里島構想推進事業の支出事務について</p> <p>・補助額の算定誤りについて 今回指摘のあった松山市里島通勤・通学者等支援補助金で、補助金交付額が過少となっているものについては、令和3年3月22日、補助金申請者に交付しました。 今後は、同様の事例が発生しないよう、データ入力を慎重に行うとともに複数人での確認を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野志 克仁

令和2年度 財政援助団体監査結果報告に基づく措置通知書

令和3年1月8日付松監第50号の財政援助団体監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課 保健福祉部 障がい福祉課	所管課長氏名 岸 洋一
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>松山市障がい者団体連絡協議会運営補助金</p> <p>・不適切な会計処理について</p> <p>適正な出納簿が作成されていないことから、対象となる事業以外の経費の記載や、誤った金額が記載されていたほか、実績報告書の収支決算書への転記誤りも見受けられた。また、会計担当者等が支払いのため現金での管理を行っているものについて、支払先への支払日や金額は記載されているものの、会計担当者等が銀行から支出をした日や金額、精算をした額等の記載がなかった。</p> <p>そのため、実績報告書の収支決算書について、一部誤りがあり実際の決算額とは異なる金額を報告していたことから、収入支出差引残額にも誤りがあった。</p> <p>団体の監事は会計処理等について監査を行っていたが、現金の残高の確認を行わず収入支出差引残高を確定したため、決算額が誤っていることを確認することができなかった。</p> <p>これらのことから、会計処理及び監査が適切に行われていなかったと言わざるを得ない。</p> <p>今後においては、出納簿等の記載については正確に行い、経理事務について確認体制の強化を図る等、適正な事務処理に改められるとともに、団体の監事が行う監査については、決算書類、計数等の確認を適正に行われたい。</p> <p>また、担当課は、提出された書類について、数値が適正であることを確認するなど、</p>	<p>松山市障がい者団体連絡協議会運営補助金</p> <p>・不適切な会計処理について</p> <p>金銭の正確な動きを把握できるよう、経理事務の確認体制を強化し、証拠書類を整備した上で、適正な出納簿が作成されていることを確認した。現金の取扱いは最低限とし、通帳、印鑑の管理者を別々に設置し、入出金の都度、2名体制で行うよう見直されている。さらに、2カ月に一度、事務局長等が経理状況を確認するよう運用が見直された。</p> <p>団体の監事が行う監査については、出納簿、通帳、現金、証拠書類の確認を徹底した上で、決算報告書を作成するよう指導した。</p> <p>過去の会計処理については、障がい福祉課で出納簿、領収書等の確認を行った。その結果、年度ごとの繰越金に影響はなかったが、費目の仕分け誤りや、計上する事業の誤りがあったため、修正を指示し、実績報告の提出がなされた。</p>

正確な報告を行うよう指導し、あわせて過去の会計処理等について適正に行われていたか確認されたい。